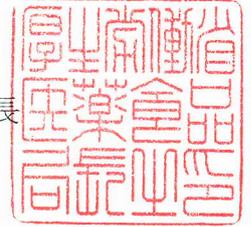




薬食発 0226 第 1 号  
平成 22 年 2 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



化粧品基準の一部を改正する件について

平成 22 年厚生労働省告示第 63 号により化粧品基準（平成 12 年厚生省告示第 331 号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる医薬品の成分の範囲を拡大したものであること。

2. 改正の内容

別表第 2 の 3 を改正し、以下のとおり、新たに、医薬品の成分であるタイソウエキスを化粧品へ配合できる成分に追加したこと。



別表第2の3 化粧品の種類により配合の制限のある成分 (注1)

成分名	100g 中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用される化粧品
タイソウエキス (注2)	○	○	5.0

(注1) 空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

(注2) 日本薬局方タイソウを 30% (w/v) エタノール水溶液で抽出することにより得られるエキスをいう。

○厚生労働省告示第六十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第2の3の標題中「(註)<sup>1</sup>」を「(註)<sup>1</sup>」に改め、同表中「チオクハ酸」を「チオクハ酸」に改め、

0.01	—	—	チオクハ酸	(註2)	0	0	5.0	—
0.01	—	チオクハ酸	—	—	0.01	0.01	—	—

に改め、

同表の注を次のように改める。

(注1) 空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

(注2) 日本薬局方タインウを30% (w/v) エタノール水溶液で抽出することにより得られるエキスをいう。

○厚生労働省告示第六十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第2の3の標題中「注」を「注1」に改め、同表中「チオクマニ酸」	0.01	を	「タイソウエキス（注2）」	0.01	に改め、
0.01	チオクマニ酸	0.01	5.0	0.01	

同表の注を次のように改める。

（注1） 空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

（注2） 日本薬局方タイソウエキスを30%（w/v）エタノール水溶液で抽出することにより得られるエキスをいう。